## 10 追加特記

| | |
|---|---|
| 1 公共事業労務費調査への協力 | ※協力する |
| 2 工事監理方式 | 共同監理 ・ 有り ・ 無し |
| ③ 適用基準等 | ・営繕工事電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室）<br>※工事運行マニュアル（新潟県土木部都市局営繕課作成） |
| 4 総合図 | ※作成する |
| ⑤ 工事成績評定 | ※受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。<br>（様式等は、工事運行マニュアルによる。） |

### 6 工事区分表

注）原則○印を適用する。ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。

| 項目 | | 建 | 電 | 空 | 衛 | 昇 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 躯体関係 | | | | | | | |
| 1.RC造（梁・壁・床）の貫通孔・開口部 | 貫通ｽﾘｰﾌﾞ材及び取付け | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 補強を要する型枠材及び取付け | ○ | | | | | |
| | 補強を要しない型枠材及び取付け | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 防火区画、防煙区画 |
| | 貫通孔・開口部の墨出し | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 防火区画、防煙区画 |
| | 貫通孔・開口部の補強 | ○ | | | | | |
| | ｽﾘｰﾌﾞ・型枠の穴埋め | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 2.S・SRC造・はり貫通口 | S・SRC造貫通鋼管鋼管ｽﾘｰﾌﾞ・補強 | ○ | | | | | |
| | 使用されたｽﾘｰﾌﾞの穴埋め | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 予備ｽﾘｰﾌﾞの穴埋め | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 3.設備機器の基礎 | 建築設計図に記入のあるもの | ○ | | | | | |
| | 室内の基礎（建築設計図に記入のないもの） | | ○ | ○ | ○ | | |
| | 屋外・屋上の基礎 | ○ | | | | | |
| | 屋上基礎で押さえｺﾝにｱﾝｶｰしない軽微なもの | | ○ | ○ | ○ | | |
| | 機器取付け用ｱﾝｶｰ・架台 | | ○ | ○ | ○ | | |
| | 屋内受水ﾀﾝｸ用の基礎 | ○ | | | | | |
| | | | | | | | |
| 仕上げ関係 | | | | | | | |
| 軽鉄天井・壁下地 | 補強を用するﾎﾞｰﾄﾞの切り込み及び下地の補強 | ○ | | | | | |
| | 補強を要しないﾎﾞｰﾄﾞの切り込み | | ○ | ○ | ○ | | |
| | 開口部の墨出し | | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | | | | |
| 電気関係 | | | | | | | |
| 電気配管配線 | 機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共） | | | ○ | ○ | | 二次側 |
| | 機器付属の制御盤への電源供給配管配線 | | ○ | | | | 一次側 |
| | 機器付属操作スイッチの取付及び渡り配管配線 | | | ○ | ○ | | |
| その他（工事区分を特に間違えやすい項目） | | | | | | | |
| 天井材 | 取外し再取付（各種配管配線作業用） | ○ | △ | △ | △ | | 小規模は要協議 |
| 床はつり補修 | 各種配管配線作業用 | ○ | △ | △ | △ | | 小規模は要協議 |
| 流し台、ガス台 | | ○ | | | | | |
| 便所手洗いｶｳﾝﾀｰ | | ○ | | | | | 衛生陶器は衛生設備 |
| 洗面化粧台 | | | | | ○ | | |
| ガス漏れ警報器 | | | | | ○ | | |
| 24H換気扇 | 機器納入 | | | | ○ | | 取付は電気設備 |
| 連動スイッチ | 取付 | | ○ | | | | 機器納入は衛生設備 |
| 湯沸器 | 機器納入 | | | | ○ | | 取付は電気設備 |
| 連動スイッチ | 取付 | | ○ | | | | 機器納入は衛生設備 |

### 7 発生材の処理等 [1.3.12]

1 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

| 再生資材名 | 規格 | 使用箇所 | 再資源化施設名・所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

2 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

| 発注機関 | 工事名 | 発生場所 | 施工会社名・連絡先 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

3 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

| | |
|---|---|
| 受入工事名／施設名称 | |
| 工事場所／施設所在地 | |
| 連絡先 | |
| 仮置場所の有無 | |
| 備考 | |

## ⑩ 追加特記

④ 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとし積算している。

| | |
|---|---|
| 搬出する廃棄物名 | ⊙ 収集運搬 アスベスト処理材 及び その他建築廃材 |
| 処理施設名称 | ⊙ 新潟ガービッヂ株式会社 |
| 施設所在地 | ⊙ 新潟県南魚沼市新堀新田629-83 片道運搬距離 6.3km |
| 連絡先 | ⊙ 025-775-3771 |
| 備考 | |

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第１８条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

6 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

7 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

### 8 化学物質の濃度測定

1）測定時期 [1.6.9]

測定時期は家具設置等の別途工事が行われる前とする。ただし、内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること、及び中央式空気調和設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していることとする。

測定時期は工事完了時とする。なお、内部工事期間等が特記されている場合は、内部工事完了時とする。

※ 測定時期の決定は、測定結果が指針値を超えた場合に、6）の措置を講じる時間を見込むこと。

2）測定対象物質

※ホルムアルデヒド （指定値0.08ppm以下）
※トルエン （指定値0.07ppm以下）
※キシレン （指定値0.05ppm以下）
※エチルベンゼン （指定値0.88ppm以下）
※スチレン （指定値0.05ppm以下）
・パラジクロロベンゼン （指定値0.04ppm以下）

3）測定室

・ ・ 室 （測定箇所 箇所）
・ ・ 室 （測定箇所 箇所）
・ ・ 室 （測定箇所 箇所）
・ ・ 室 （測定箇所 箇所）

4）測定方法

測定機器

※パッシブ型採取機器 ・監督員の承諾する機器

測定要領（パッシブ型測定法の場合）

※ 測定前の措置

測定を開始する前に、測定対象室のすべての窓及び扉（造りつけ家具、押入等の収納部分の扉を含む。）を開放し、３０分間換気する。その後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造りつけ家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。

※ 測定は次のイ～ハによる。

イ 上記測定前の措置の状態のままで測定する。

ロ 測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう１０時３０分から１８時３０分までの時間帯で測定する。

ハ 測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。

※ その他

上記測定前の措置及び測定においては、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

※ 測定結果の分析

測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し濃度を測定する。

5）測定結果が指針値を超えた場合の措置

※測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度4）、5）により、測定を行う。

6）報告書の提出

※完了検査日までに報告書を提出する。なお、内部工事期間等が特記されている場合は、内部工事完了までに測定結果速報を監督員に提出する。

### 9 中間技術検査

低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を１回実施する。検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。

## 10 追加特記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 南魚沼市上水道事業 | | |
| 工事名 | 令和５年度 （継続）改良第１号<br>畔地浄水場非常用自家発電設備更新工事 | | |
| 施工地名 | 南魚沼市 畔地 地内 | | |
| 建築改修特記仕様書-6 | | 縮尺 | （A1） |
| 図面番号 | A-6 | 工期 | 着手日 令和 年 月 日<br>竣工日 令和 年 月 日 |
| 発注者 | 南魚沼市長 | 監督員 | 総括<br>主任 |
| 請負者 | | 配管 | |